処　分　基　準

令和元年１２月１４日作成

法　　令　　名：	自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律
根　拠　条　項：	第７条第１項
処 分 の 概 要：	自動車運転代行業の認定の取消し
原権者（委任先）：	福井県公安委員会
法 令 の 定 め：	○　自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律 ・　第３条（第７号及び第８号を除く。）（自動車運転代行業の要件） ・　第４条（認定）
処　分　基　準：	自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第７条第１項各号に該当するときは、以下のように、欠格要件に該当するが、速やかに是正、回復することができ、現に是正、回復しようとしている場合等を除き、自動車運転代行業の認定を取り消すものとする。 ・　法人の役員が自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第３条第１号から第５号までに該当することとなった場合で、事実判明後、法人が速やかにその者の解任手続を進めているようなとき。
問 い 合 わ せ 先：	福井県警察本部交通部交通企画課企画指導係 （電話　０７７６－２２－２８８０　内線５０２２、５０２３）
備　　考：	